

令和7年度「町会児童遊園」整備事業補助金交付要綱

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会

1. 趣旨

松本市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が赤い羽根共同募金の配分金を受けて、町会が設置し維持管理する児童遊園の整備事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、児童福祉の向上を図る。

2. 対象事業

町会の有する児童遊園の危険・事故防止のための整備・補修事業

＜具体的事例＞

- ・遊園のフェンスの改修・設置…遊園内の危険・事故防止のための補修
- ・遊園内の階段への手すり取付…遊園内の危険・事故防止のための整備
- ・破損ブランコの撤去・設置 …既設遊器具の破損に伴う、遊具の補修
- ・ジャングルジムの足部分のコンクリート固定

…既設遊器具の危険・事故防止のための整備

3. 補助金の額

事業にかかる総経費の1／2以内（ただし、最大補助額は50,000円）とする。
ただし、総予算の範囲を超えた際は、社協が総合的に審査し決定する。

4. 申請書の様式等

（1）「町会児童遊園」整備事業補助金申請書【様式第1号】により町会長が申請するものとする。

（2）前項の申請書の提出期限及び提出書類は、別に定めるものとする。

5. 変更申請書の様式等

様式第1号により申請した事業の変更及び一部若しくは全部を中止する場合は、町会長が「町会児童遊園」整備事業補助金変更申請書【様式第2号】により速やかに報告し、承認を得るものとする。

6. 実績報告書の様式等

（1）社協より補助金交付の決定通知を受けた町会長は直ちに事業を着工し、終了後実績報告書を提出し補助金交付の確定を受けること。

（2）実績報告書は、「町会児童遊園」整備事業補助金報告書【様式第3号】により町会長が提出するものとする。

（3）前項の実績報告書の提出期限及び提出書類は、別に定めるものとする。

7. その他

（1）この事業は、単年度補助とする。

（2）この事業は、社協補助金交付規則に従い、行うものとする。